

広野町国土利用計画（第二次）
説明資料

平成 28 年 6 月

福島県広野町

目次

1. 計画における地域区分	1
2. 現状分析及び基礎調査	2
(1) 土地分類	2
(2) 自然災害等の状況	3
①各種災害関係指定区域	3
②東日本大震災による被害の状況	4
(3) 土地利用の現況	5
①農用地	8
②森林	8
③原野	8
④水面・河川・水路	8
⑤道路	9
⑥宅地	9
⑦その他	10
(4) 人口の変化	11
(5) 住民の意向	13
①現状に対する不満	13
②広野駅東側の開発整備について	15
③用地の提供に対して	16
④人口と土地利用について	17
⑤土地利用の規制や開発について	18
3. 将来像	19
(1) 人口	19
(2) 広野町人口ビジョン	21
①人口推移の概況	21
②人口推移からみる課題	21
③人口流入の推計（転入促進方策）	22
④目標人口	23
4. 第二次広野町国土利用計画策定方針（見直しのポイント）	24
(1) 広野町国土利用計画見直しの背景	24
(2) 国・県の見直しのポイント	24
①第五次国土利用計画（全国計画）	24
②第五次福島県国土利用計画	25
(3) 広野町における見直しのポイント	27
①東日本大震災及び原子力災害を踏まえた町土づくり	27
②土地利用の考え方	27
③達成のための方策	27
5. 土地利用転換マトリックス	28

1. 計画における地域区分

本計画における地域区分は以下のとおりとする。

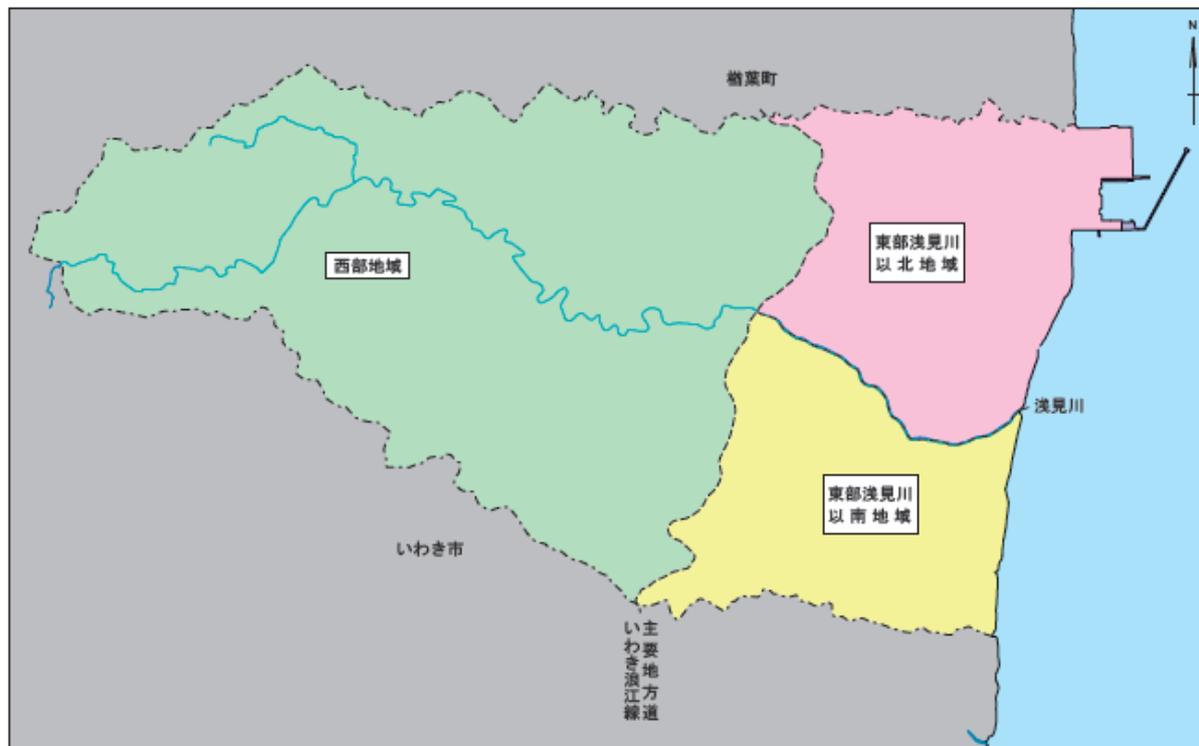


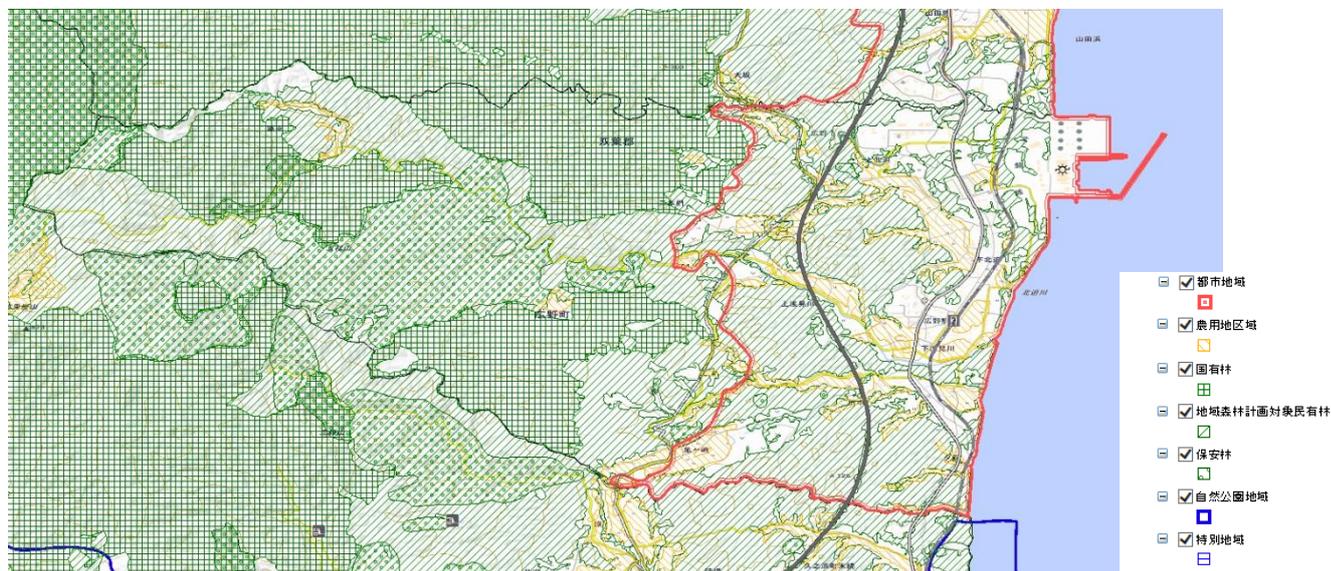
図 計画における地域区分

地域	左の地域に含まれる土地区分
東部浅見川以北地域	下浅見川地区、上浅見川地区、下北迫地区、上北迫地区
東部浅見川以南地域	夕筋地区、折木地区、上浅見川地区
西部地域	折木地区、上浅見川地区、上北迫地区

2. 現状分析及び基礎調査

(1) 土地分類

○町の大部分を森林地域が占め、河川沿いに農業地域が広がっている。



資料：国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム

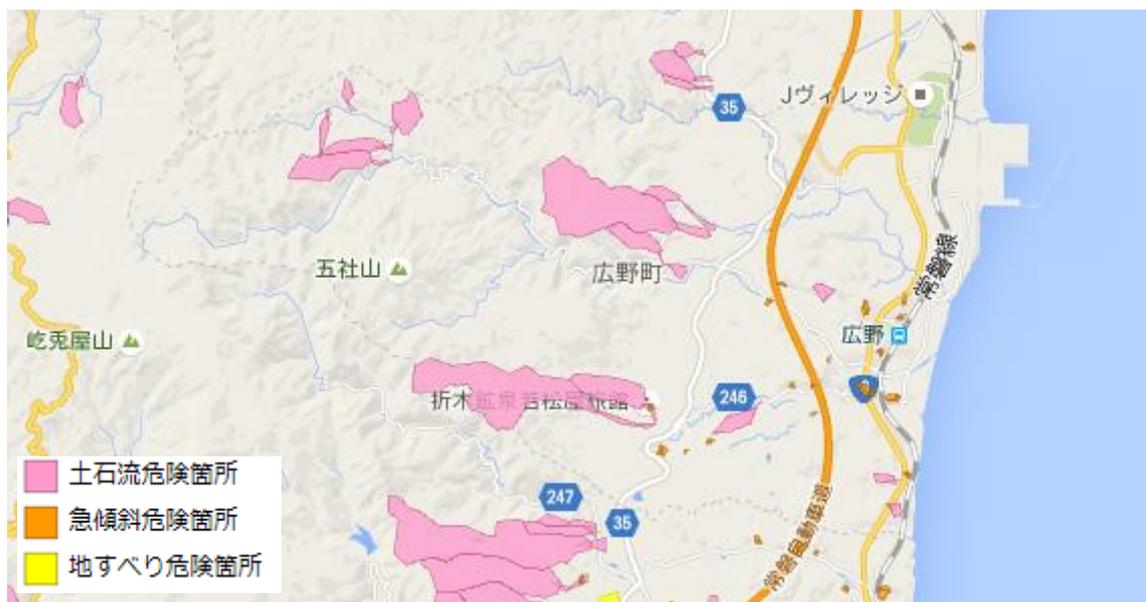
図 土地利用基本計画図

(2) 自然災害等の状況

①各種災害関係指定区域

○土砂災害による被害が想定される箇所は、県の土砂災害危険箇所図によると、町の西部の森林地域にある上浅見川地区、上北迫地区、折木地区などに土石流災害の恐れのある地域がある。

○住宅地等の広がる町中心部においても、土石流災害の恐れのある地区が点在している。



資料：福島県河川流域総合情報システム

図 土砂災害危険箇所図

②東日本大震災による被害の状況

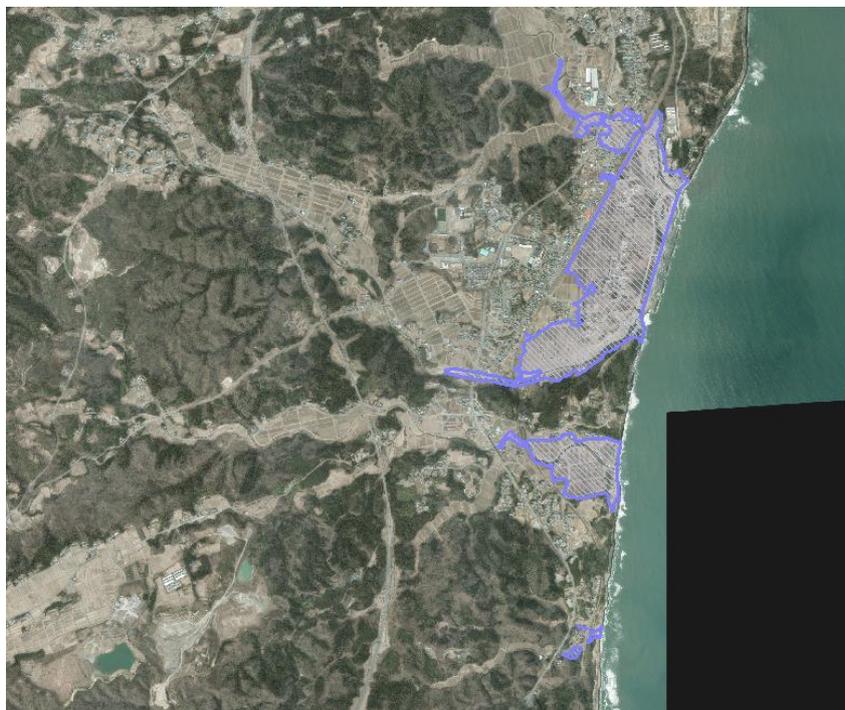
○平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模の大震災（マグニチュード 9.0）により、広野町は、2 分程度の激しい横揺れに襲われ、震度 6 弱を観測した。

○地震発生からおよそ 45 分後に推定 9m の津波が押し寄せ、久保・本町地区をはじめとする沿岸部において甚大な被害をもたらした。

表 東日本大震災による被害の概要

区分		被害の状況
人的被害	死者（関連死）	2 人（44 人）
	行方不明者	1 人
住家被害	全壊	113 世帯
	半壊	301 世帯
	一部損壊	1577 世帯
	床上浸水	30 棟
その他の被害	道路	町道 15 ヲ所
	下水道	下水処理場 1 棟全壊、町内管路損傷
	町営住宅	浜田住宅全壊、大平住宅・虻木住宅・桜田住宅損傷
	教育施設	3 棟ほか
	農地	44 ヘクタール

資料：広野町、福島県「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（平成 28 年 1 月 20 日）」



資料：福島県浸水範囲概況図

図 津波浸水区域（福島県浸水範囲概況図）

(3) 土地利用の現況

○福島県の「国土利用計画市町村計画策定の手引き」に基づく土地利用区分の定義及び把握方法は以下の通りである。

表 土地利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
①農用地	農地法第 2 条第 1 項に定める農地及び採草放牧地の合計。	
ア 農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。	農林水産省「作物統計調査」
イ 採草放牧地	農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。	農林水産省「世界農林業センサス林業調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地（野草地）」
②森林	国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない。	「福島県森林・林業統計書」の保有形態別森林面積データ
③原野	世界農林業センサスの「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に関わる部分を除いた面積。	農林水産省「世界農林業センサス」
④水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計。 ア 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。 イ 河川 河川法第 4 条に定める一級河川、同法第 5 条に定める二級河川及び同法第 100 条による準用河川の同法第 6 条に定める河川区域。 ウ 水路 農業用排水路。	<ul style="list-style-type: none"> ・水面については前回計画策定時（平成 2 年）のデータを参照（町内に現況資料なし）。 ・河川については、流路延長に平均幅員を乗じる。 ・水路面積は、以下の算式による。 水路面積＝（整備済水田面積×整備済水田の水路率）＋（未整備水田面積×未整備水田の水路率） ※水路率は福島県計画で採用されている水路率を採用。 整備済水田 0.067 未整備水田 0.048
⑤道路	一般道路、農道及び林道の合計。 車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。 ア 一般道路 道路法第 2 条第 1 項に定める	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路については福島県土木部「国県道現況調書」（国県道）や町有資料（町道）を参照。 ・農道については、以下の算式による。 農道面積＝（整備済水田面積×整備済

	<p>道路。</p> <p>イ 農道 農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道。</p> <p>ウ 林道 国有林林道及び私有林林道。</p>	<p>水田の農道率) + (未整備水田面積 × 未整備水田の農道率)</p> <p>※農道率は福島県計画で採用されている農道率を採用。</p> <p>整備済水田 0.062</p> <p>未整備水田 0.023</p> <p>・林道については、私有林林道延長は福島県森林・林業統計書(平成25年度)。国有林林道延長は、福島県国有林面積に対する広野町国有林面積の比を福島県の国有林道路延長に乘じ広野町国有林道延長を算出、私有林及び国有林の林道延長に平均幅員(県値)を乗じる。</p>
⑥宅地	建物の敷地および建物の維持または効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」のうち、宅地(評価総地積)と非課税地積(町営住宅)の合計
ア 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計。 ア. 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうち住宅用地の面積。 イ. 町営住宅のみ。県営・公務員住宅なし。
イ 工業用地	「工業統計調査」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所面積に補正したもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計。 ア. 従業員30人以上の事業所 工業統計調査による事業所敷地面積 イ. 従業員4人以上29人以下の事業所 次の算式により算出した面積の合計。 (従業員30人以上の事業所の敷地面積) × (従業員4人以上の事業所の製造品出荷額 - 30人以上事業所の製造品出荷額) ÷ (従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)
ウ その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	「宅地」から(1)住宅地及び(2)工業用地を除く。
⑦その他	国土面積(市町村土面積)から①～⑥の区分を除いたもの。	

⑧町土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」
-------	--	------------------

①農用地

ア 農地

- ・作物統計調査（福島県）の農林水産関係市町村別統計（平成 25 年）耕地面積より、「田耕地面積」251ha、「畑耕地面積」69ha の計 320ha。

イ 採草牧地

- ・世界農林業センサス林業調査報告書 2010 の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地（野草地）」の面積 1ha。

②森林

- ・福島県森林・林業統計書（平成 25 年度）の保有形態別森林面積データから「国有林」と「民有林」の「総数」4,435ha。

③原野

- ・世界農林業センサス林業調査報告書 2010 より 0ha。

④水面・河川・水路

ア 水面

- ・天然湖沼（10ha 以上）、人造湖なし
- ・水面については、町内に現況資料がないため、前回計画策定時（平成 2 年）のデータを参照し 6ha。
- ・ため池 町データなし

イ 河川

- ・一級河川及び主要な二級河川なし
- ・その他の二級河川（県管理）
 - 北迫川：7,957m
 - 浅見川：16,036m
 - 折木川（広野川含む）：7,370m
- ・準用河川：1,976m
- ・合計流路延長：33,339m
- ・河川の平均幅員を 13m（平成 2 年実績）として、河川面積 43ha と推計。

ウ 水路

- ・整備済み水田面積：22ha（町調べ）
- ・整備済み水田の水路率 0.067（県値）
- ・未整備水田面積（田の面積 251ha－22ha）：229ha
- ・未整備水田の水路率 0.048
- ・算式に基づき水路面積 12ha と推計。

⑤道路

ア 一般道路

- ・ 広野町内の道路種別延長
 - 高速道路：6.7km
 - 国県道：45.7km
 - 町道：77.1km
- ・ 平均幅員
 - 高速道路：道路構造令より1種の片側1車線全路肩タイプの14.25m
 - 国県道：福島県内の国県道の平均幅員（道路面積／総延長）17.0m
 - 町道：福島県内の市町村道の平均幅員（道路面積／総延長）7.9m
- ・ 道路種別延長に道路種別平均幅員を乗じて148haと推計。

イ 農道

- ・ 整備済み水田面積：22ha（町調べ）
- ・ 整備済み水田の農道率0.062（県値）
- ・ 未整備水田面積（田の面積251ha－22ha）：229ha
- ・ 未整備水田の農道率0.044
- ・ 整備済み畑面積：1ha（町調べ）
- ・ 整備済み畑の農道率0.067（県値）
- ・ 未整備畑面積（畑の面積69ha－1ha）：68ha
- ・ 未整備畑の農道率0.023
- ・ 算式に基づき農道面積13haと推計。

ウ 林道

- ・ 民有林林道延長は福島県森林・林業統計書（平成25年度）から36km
- ・ 国有林林道延長は、福島県国有林面積408,879haに対して1,705kmの林道延長を有することから、広野町国有林面積1,552haに対して6kmの林道を有すると推計。
- ・ 民有林林道延長＋国有林林道延長42kmに一定幅員（国値）8mを乗じ、34haと推計。

⑥宅地

- ・ 固定資産の価格等の概要調書による宅地の評価総地積及び非課税地積より184.6ha

ア 住宅地（東日本大震災等により課税免除等があるため、震災前平成22年値を用いる）

- ・ 固定資産の価格等の概要調書の評価総地積のうち住宅用地の面積：102ha
- ・ 町営住宅用地：3ha
- ・ 総合計：105ha

イ 工業用地（東日本大震災等により未操業等があるため、震災前平成 22 年値を用いる）

- ・工業統計表（用地・用水編）（平成 22 年）から

従業員 30 人以上の製造業事業所の敷地面積：39ha

同 製造品出荷額等：2,187,292 千円

従業員 4 人以上 30 人未満の製造業事業所の製造品出荷額等：210,308 千円

- ・上記より、工業用地を 42ha と推計。

ウ その他の用地

- ・宅地より(1)住宅地、(2)工業用地を除く。

よって、 $185\text{ha} - (105\text{ha} + 42\text{ha}) = 38\text{ha}$

⑦その他

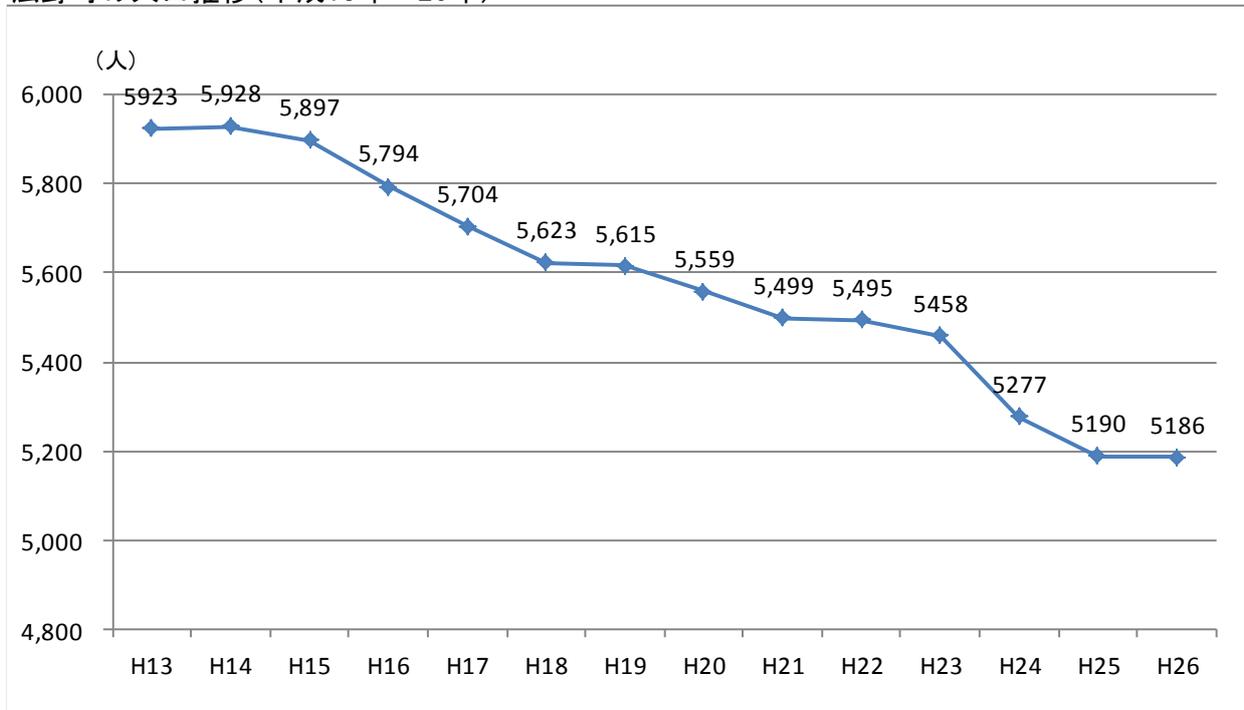
- ・町土面積：5,839ha より 1～6 を除いた残り

学校教育施設用地、公園・緑地等、交通施設用地、環境衛生施設用地、耕作放棄地、海浜など

(4) 人口の変化

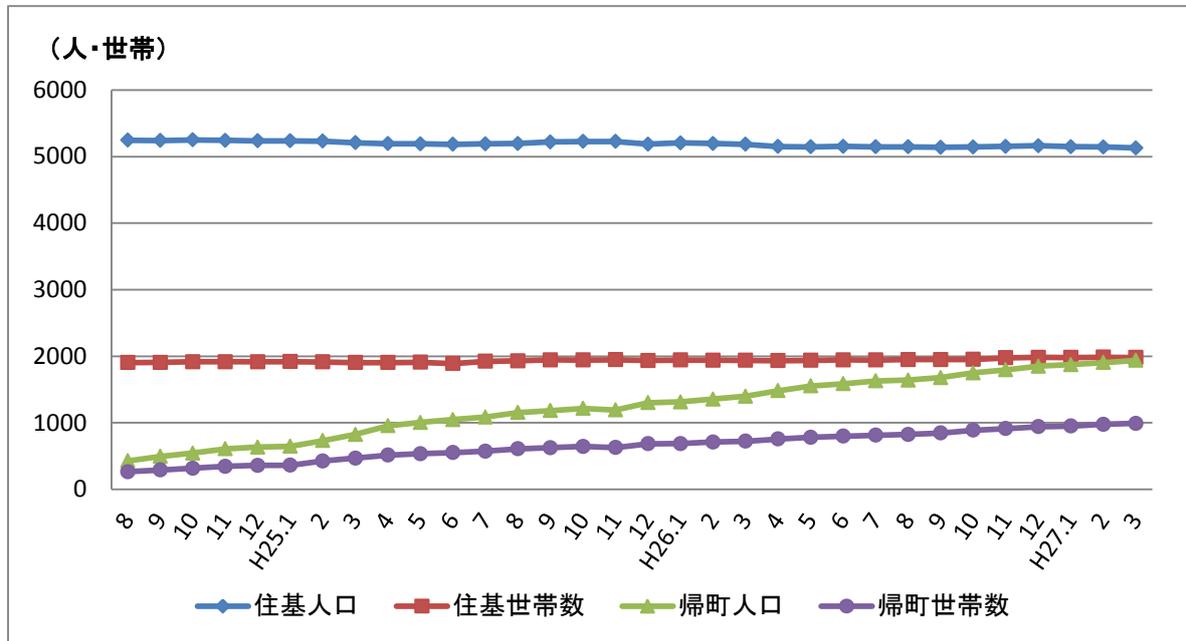
広野町では、東日本大震災以前も減少傾向が続いていたが、東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、その後も減少傾向が続いている。

広野町の人口推移(平成13年～26年)



資料：住民基本台帳（外国人含まず）

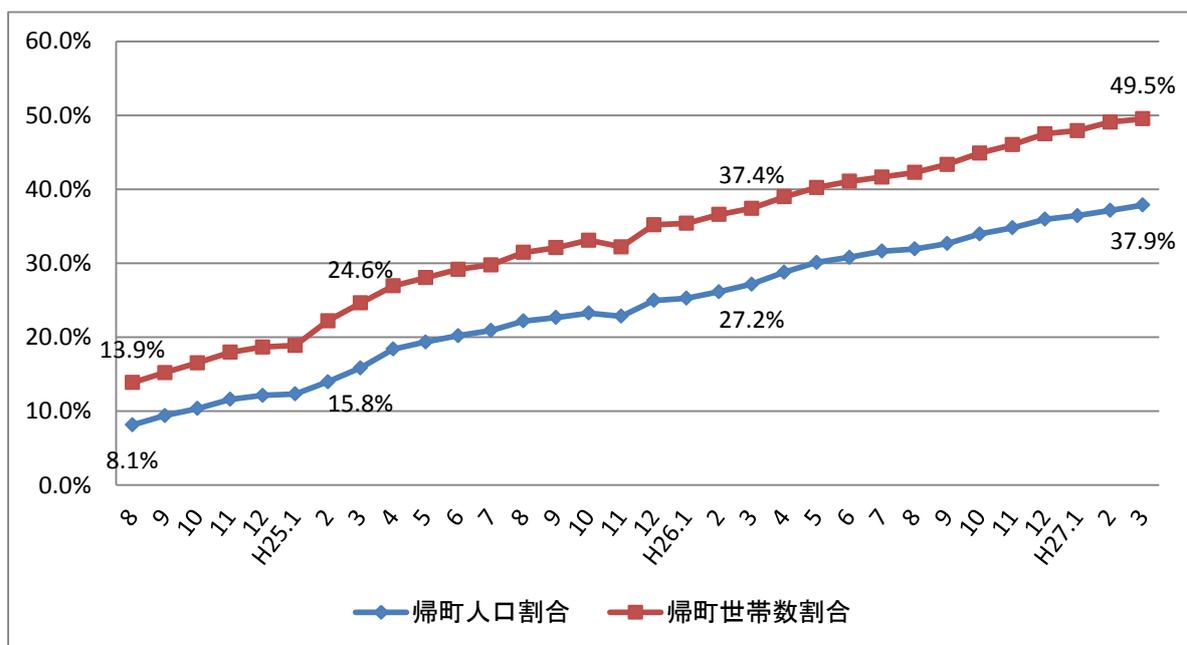
広野町の震災後の帰町の実態は、震災から2年後の平成25年3月には人口で15.8%、世帯で24.6%の町民が帰町し、平成26年3月には人口27.2%、世帯37.42%、震災から4年を迎えた平成27年3月には人口の37.9%、世帯の49.5%が帰町している。



注：住民基本台帳は各月末日、帰町データは各月25日前後。

資料：町調べ

図 町民帰町人口の推移



注：住民基本台帳は各月末日、帰町データは各月25日前後。

図 町民帰町割合の推移

(5) 住民の意向

広野町の土地利用に対する住民意向については、「広野まちづくり会議 まちづくりアンケート」により実施している。

① 調査の概要

ア 調査対象

広野町に住民票を置く 18 歳以上 4,390 名

イ 調査期間

平成 26 年 8 月 21 日～9 月 3 日（締切日）

ウ 調査方法

郵送配布郵送回収（留置き）

エ 回収数

916 票（回収率 20.9%）

※信頼度 95%、許容誤差 3%を確保している。（同信頼度、許容誤差とした回収数は 859 票）

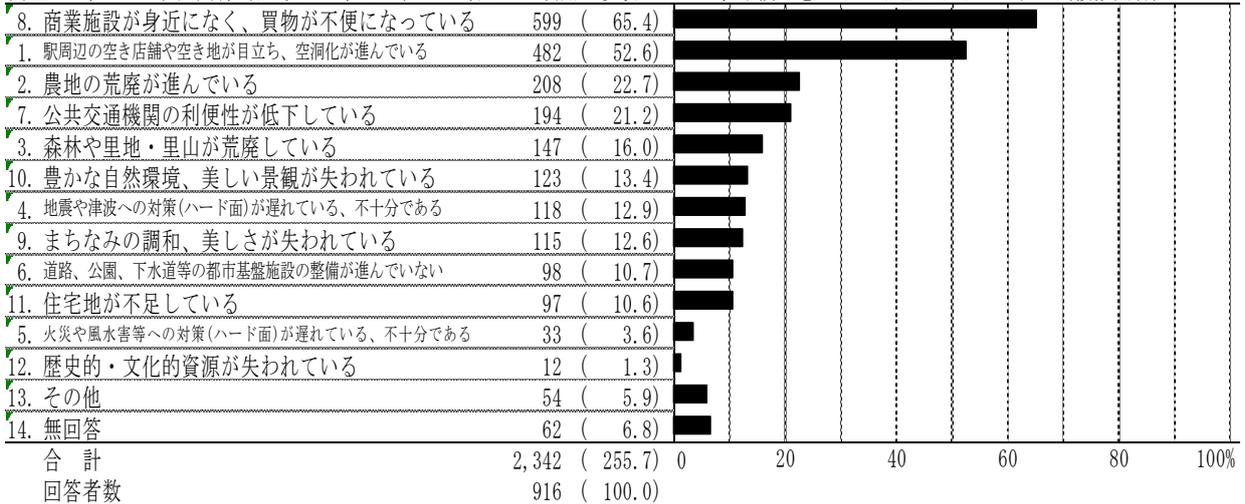
オ 留意点

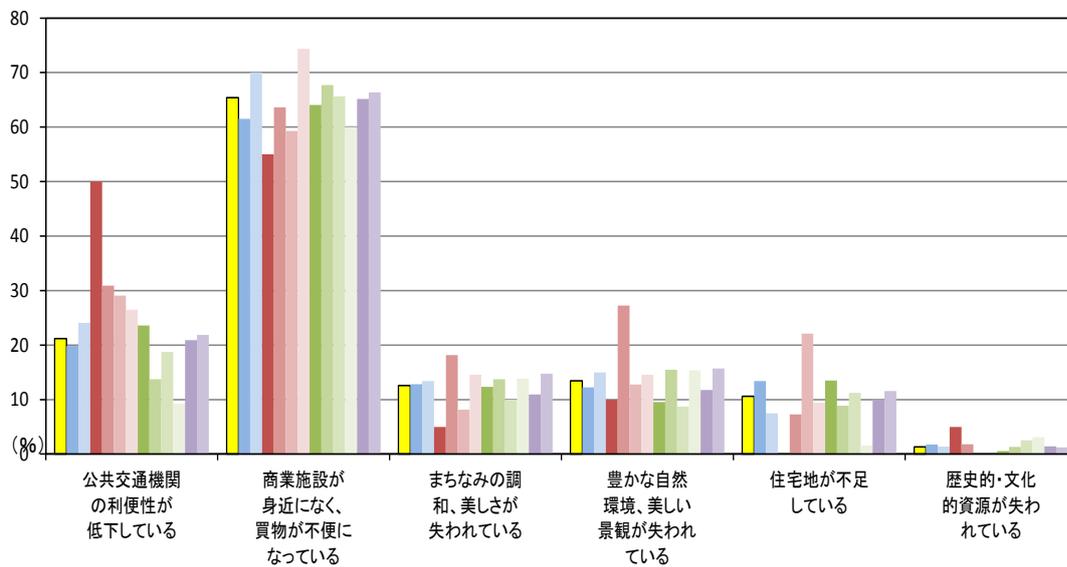
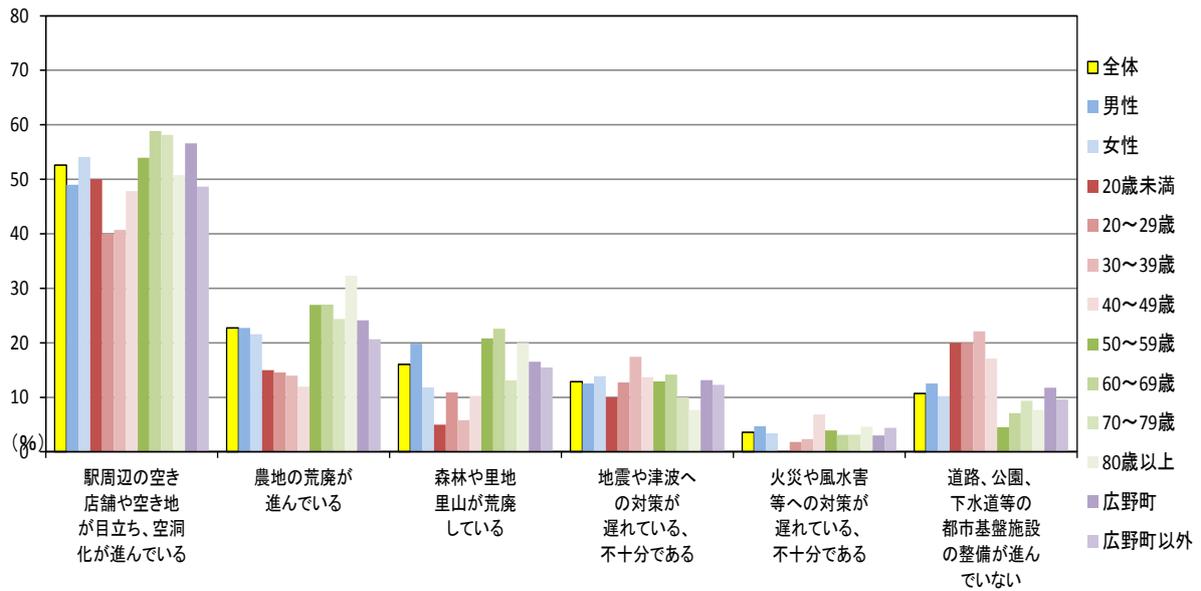
%は小数点第 1 位を四捨五入しているため、必ずしも合計が 100 にならない場合がある。

①現状に対する不満

➤ いずれの年齢も商業施設が身近にないこと、駅周辺の空洞化が進んでいることを不満に感じている人が多い。

問12 お住まい（町外居住者は元のお住まい）の地域の土地利用の現状について、不満に感じていることはありますか（複数回答）



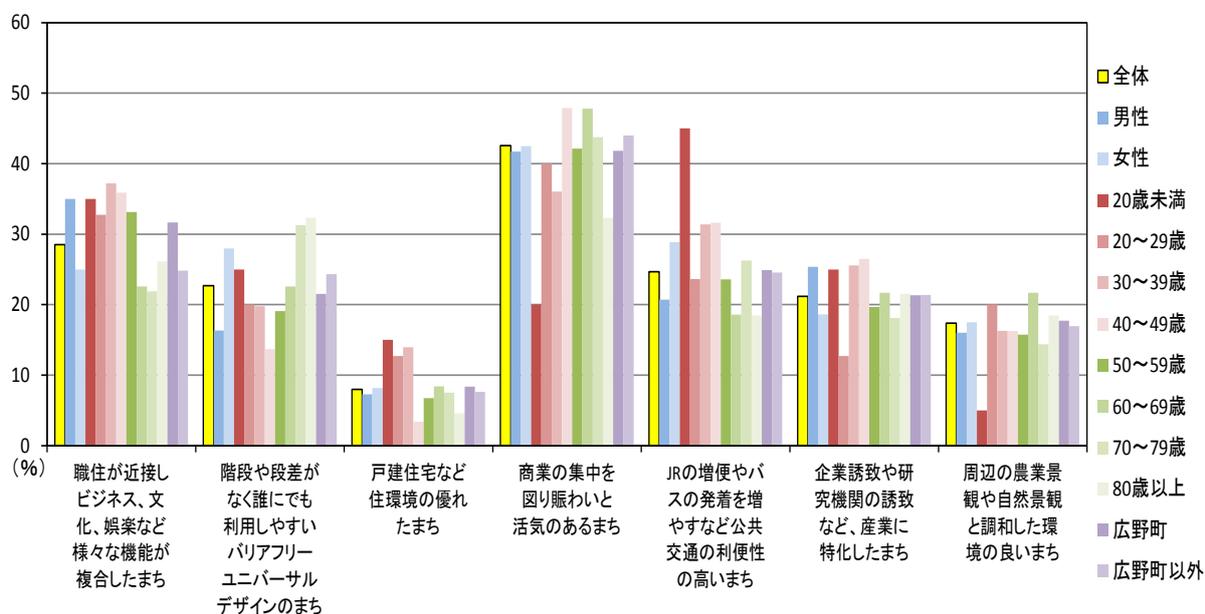
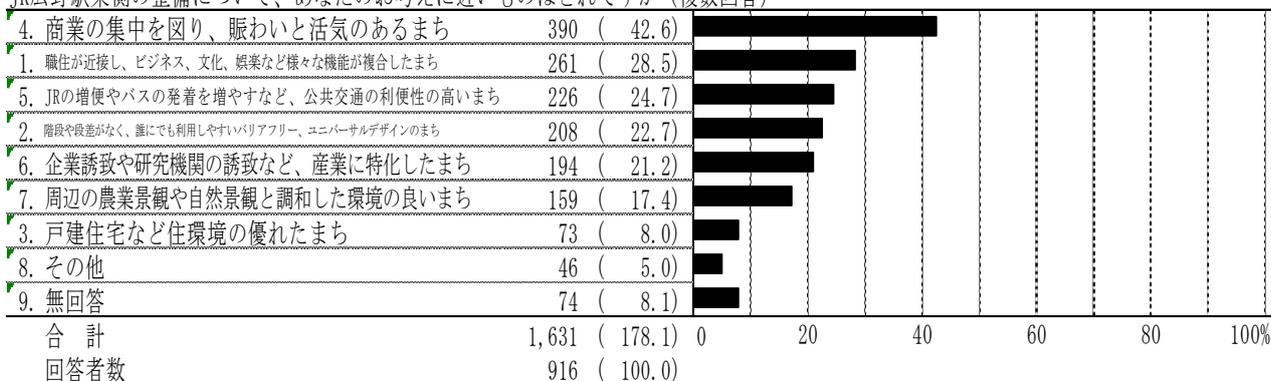


【性別・年齢別・現在の居住地別、土地利用に対する不満】

② 広野駅東側の開発整備について

- 広野駅東側については、商業の集積による賑わいと活気のあるまちを望む人が多く4割を超えており、20歳未満を除いて幅広くどの年齢層にも多く回答されている。
- 次いで多い、職住が近接し、ビジネス、文化、娯楽など様々な機能が複合したまちについては、若い世代が回答する傾向にあり、全体では第4位のバリアフリーやユニバーサルデザインについては高齢者の回答が多くなる傾向を示している。
- 公共交通の利便性については特に20歳未満の回答が多く、20歳未満では商業機能の集積を望む人が少ないことから、公共交通を利用していわき市等での買い物をイメージしているものと思われる。

問13 町では、津波被災地区の広野駅東側の開発を計画しています。
JR広野駅東側の整備について、あなたのお考えに近いものはどれですか（複数回答）



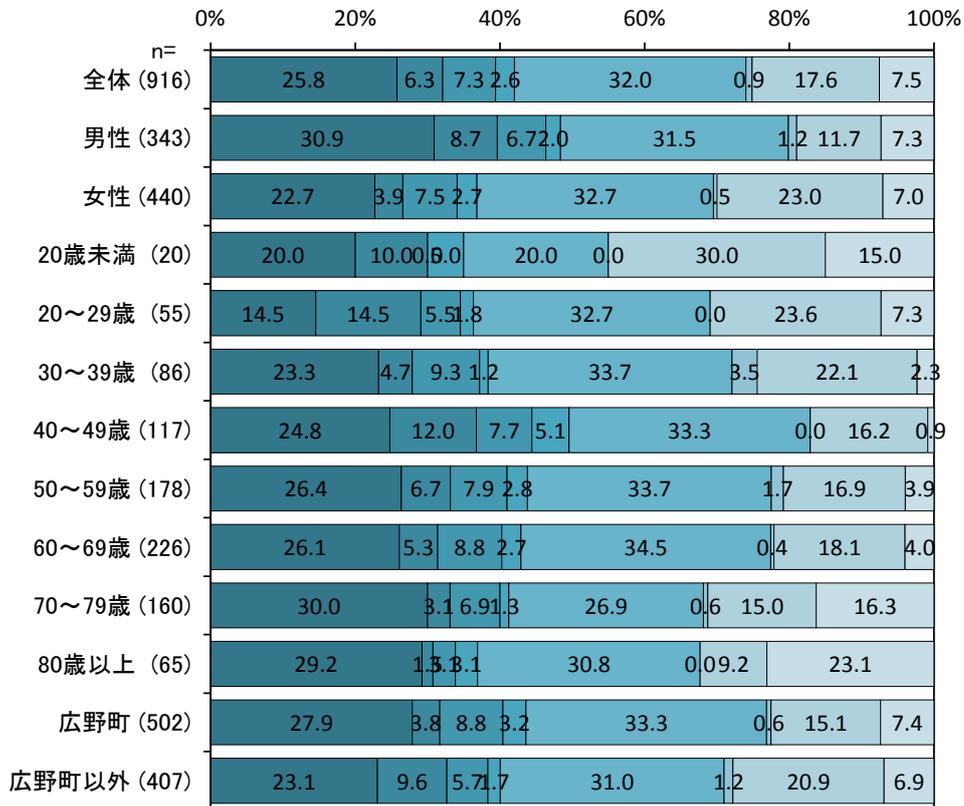
【性別・年齢別・現在の居住地別、駅東側の開発整備に対する意見】

③用地の提供に対して

- ▶ 土地を所有している人については、開発の内容や利用の仕方次第では売却に応じてよいとする人が25.8%と高く、賃貸7.3%、価格次第6.3%を大きく上回っている。
- ▶ 売却に応じてよいとする回答は70歳代が30.0%と最も高く、年齢が高くなるにつれて多くなる傾向を示している。

問14 被災地の復興に向けて、新たな住宅地や企業用地等の整備が求められていくことが考えられます。仮にあなたの所有するお住まい以外の土地について、これらの用地として求められた場合、あなたのお考えに近いものはどれですか

5. 土地を所有していない	293 (32.0)	
1. 開発の内容や利用の仕方次第では、売却に応じてよい	236 (25.8)	
3. 賃貸であれば提供してもよい	67 (7.3)	
2. 価格次第では売却に応じてよい	58 (6.3)	
4. 農業等を継続して行いたいので、売却や賃貸には応じたくない	24 (2.6)	
6. その他	8 (0.9)	
7. わからない	161 (17.6)	
8. 無回答	69 (7.5)	
合計	916 (100.0)	



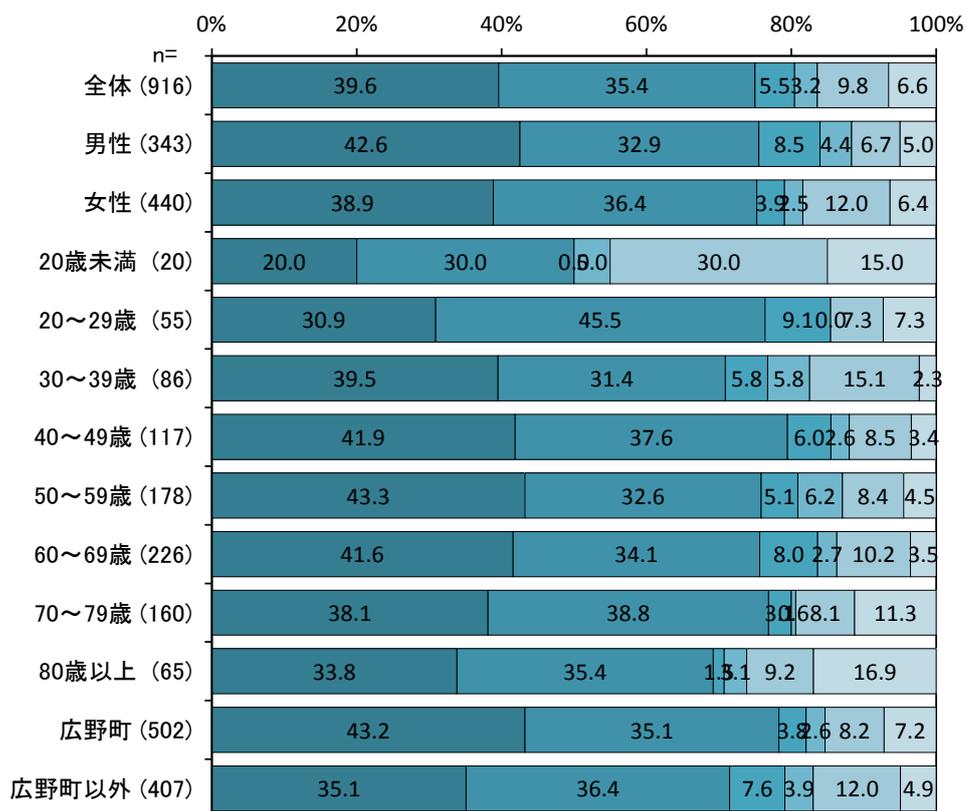
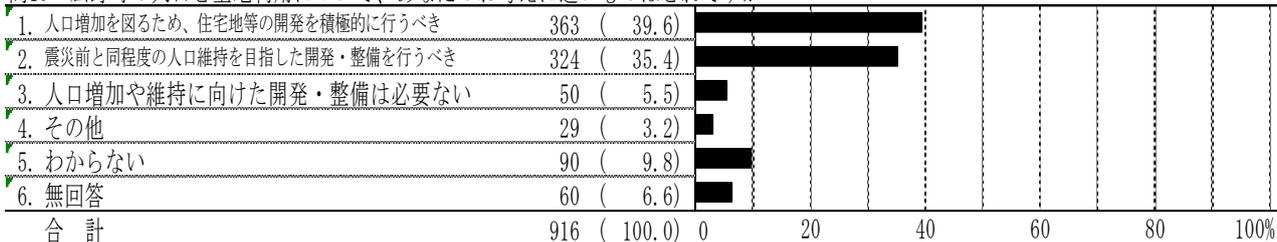
- 開発の内容や利用の仕方次第では、売却に応じてよい
- 価格次第では売却に応じてよい
- 賃貸であれば提供してもよい
- 農業等を継続して行いたいので、売却や賃貸には応じたくない
- 土地を所有していない
- その他
- わからない
- 無回答

【性別・年齢別・現在の居住地別、用地の提供に対する意見】

④人口と土地利用について

- ▶ 全体では人口増加を図るため積極的に住宅地開発を行うべきとする回答と、震災前と同程度の人口維持を目的とした開発・整備を行うべきとする回答に2分されている。
- ▶ 年齢別にみると、30歳代～60歳代までは人口増加のための積極的な開発を望んでいる人が多く、20歳未満及び20歳代と70歳代以上では、震災前と同程度の人口を望んでいる人が多くなっている。
- ▶ 広野町外居住者では、両者が拮抗しているのに対して、町内居住者は積極的な開発を望んでいる人が多くなっている。

問15 広野町の人口と土地利用について、あなたのお考えに近いものはどれですか



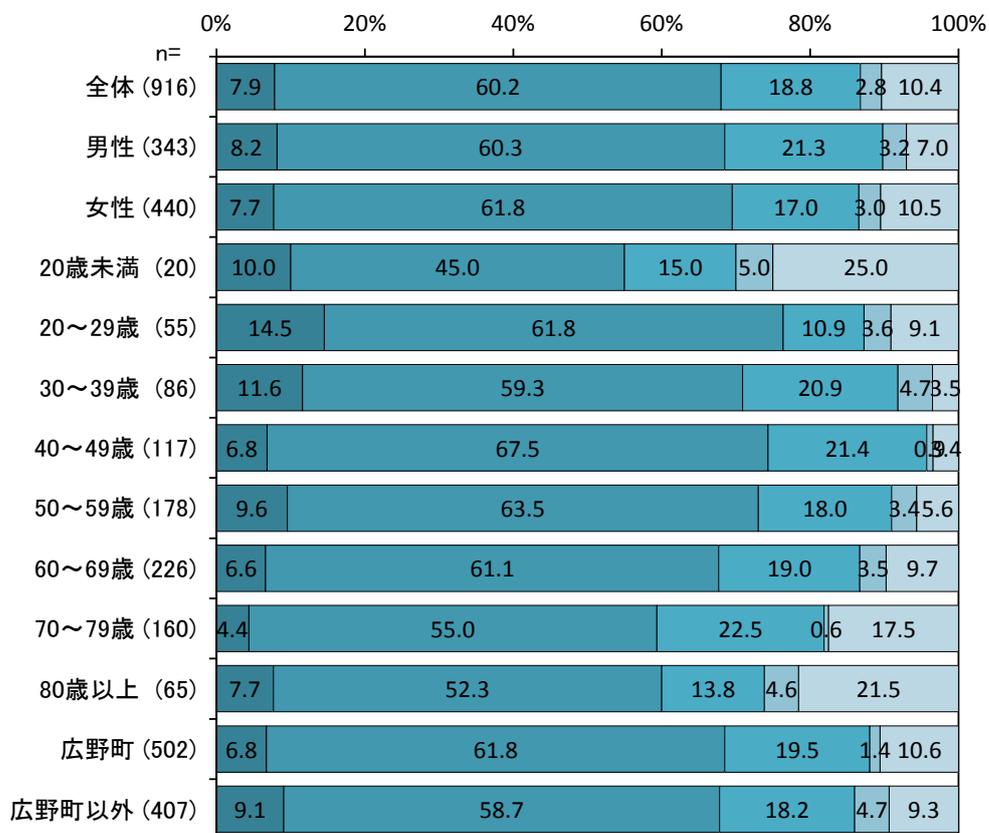
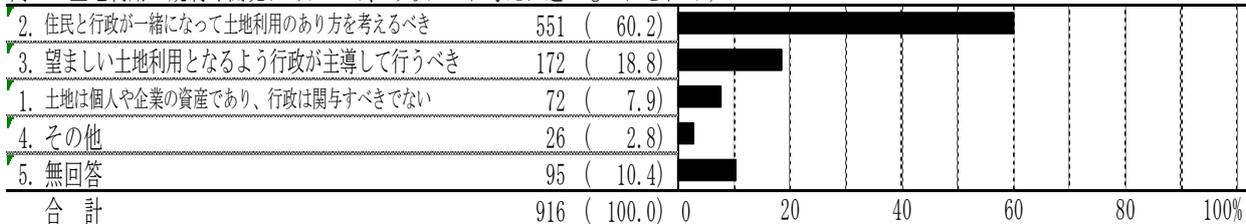
- 人口増加を図るため、住宅地等の開発を積極的に行うべき
- 震災前と同程度の人口維持を目指した開発・整備を行うべき
- 人口増加や維持に向けた開発・整備は必要ない
- その他
- わからない
- 無回答

【性別・年齢別・現在の居住地別、人口と土地利用に対する意見】

⑤土地利用の規制や開発について

- 20歳未満を除いて、いずれの年齢層でも住民と行政が一緒になって土地利用のあり方を考えるべきとする回答が6割前後（80歳代は約5割）を占めている。
- 20歳代では行政が主導すべきを行政は関与すべきでないが上回っているが、その他の年代では行政が主導すべきが関与すべきでないを上回っている。

問16 土地利用の規制や開発にあたって、あなたのお考えに近いものはどれですか



- 土地は個人や企業の資産であり、行政は関与すべきでない
- 住民と行政が一緒になって土地利用のあり方を考えるべき
- 望ましい土地利用となるよう行政が主導して行うべき
- その他
- 無回答

【性別・年齢別・現在の居住地別、土地利用の規制や開発に対する意見】

3. 将来像

(1) 人口

人口等の将来像については、第五次広野町町勢振興計画及び広野町まち・ひと・しごと総合戦略において検討されており、ここではこれらの概要を記す。

平成13～23年（震災の影響を除くため）の住民基本台帳人口から将来人口を推計する。なお、現在も帰還していない町民もいるため、今後の帰還傾向を以下のように仮定した。

- ・平成26年の広野まちづくり会議実施のアンケート調査において、現在町外に居住している人のうち帰町意向のある人
- ・平成26年の広野まちづくり会議実施のアンケート調査において、現在町外に居住している人のうち、様子を見ながら判断する人及びわからないと回答している人の50%

コーホート変化率法により平成42年までの将来人口を推計したところ、広野町の人口は平成37年（町勢振興計画の目標年次）3,446人、平成42年には3,167人と推計された。

■ 広野町将来人口推計結果

年齢	基準人口(住基人口)			基準人口(居留意向あり)			将来推計人口(人)								
	平成27年(2015年)			平成27年(2015年)			平成32年			平成37年			平成42年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
総数	2,561	2,559	5,120	1,986	2,016	4,002	1,861	1,854	3,715	1,740	1,705	3,446	1,610	1,557	3,167
0～4	99	94	193	72	69	141	60	58	118	54	52	106	47	45	92
5～9	100	104	205	74	77	151	76	63	139	64	53	116	57	47	105
10～14	150	108	258	110	79	189	89	76	165	91	62	154	77	52	128
15～19	194	128	323	143	94	237	119	72	191	96	69	165	99	57	155
20～24	131	100	231	83	66	149	96	71	167	79	54	134	64	52	116
25～29	143	115	258	90	76	166	92	64	156	106	69	175	88	53	141
30～34	143	112	255	99	75	174	85	66	151	87	56	143	100	60	160
35～39	146	135	282	102	91	193	88	75	163	76	66	141	78	55	133
40～44	161	125	286	124	98	222	103	94	197	89	77	166	76	68	144
45～49	160	143	304	124	113	237	132	94	227	110	91	200	95	74	169
50～54	176	173	349	145	139	284	130	118	248	139	99	237	115	95	210
55～59	206	191	397	170	153	323	141	135	275	126	115	241	134	96	230
60～64	221	234	455	189	197	386	166	156	322	137	137	274	123	117	240
65～69	185	191	375	158	161	319	160	176	336	141	139	279	116	122	238
70～74	138	142	280	122	126	248	143	151	294	145	164	309	128	130	257
75～79	103	129	232	91	114	205	97	124	220	114	148	261	115	161	276
80～84	73	150	223	62	130	192	57	98	155	61	106	167	72	127	199
85歳以上	33	183	216	28	158	186	27	165	191	25	150	175	25	146	172
年少人口	349	307	656	256	225	481	225	197	422	209	167	376	181	144	325
%	13.6	12.0	12.8	12.9	11.2	12.0	12.1	10.6	11.4	12.0	9.8	10.9	11.2	9.3	10.3
生産年齢人口	1,680	1,457	3,138	1,269	1,102	2,371	1,152	945	2,097	1,046	832	1,877	973	726	1,699
%	65.6	56.9	61.3	63.9	54.7	59.2	61.9	51.0	56.4	60.1	48.8	54.5	60.4	46.6	53.7
老年人口	532	795	1,326	461	689	1,150	484	712	1,197	485	707	1,192	456	687	1,143
%	20.8	31.1	25.9	23.2	34.2	28.7	26.0	38.4	32.2	27.9	41.5	34.6	28.3	44.1	36.1
75歳以上人口	209	462	671	181	402	583	181	386	567	200	404	604	212	435	647
%	8.2	18.0	13.1	9.1	19.9	14.6	9.7	20.8	15.3	11.5	23.7	17.5	13.2	27.9	20.4

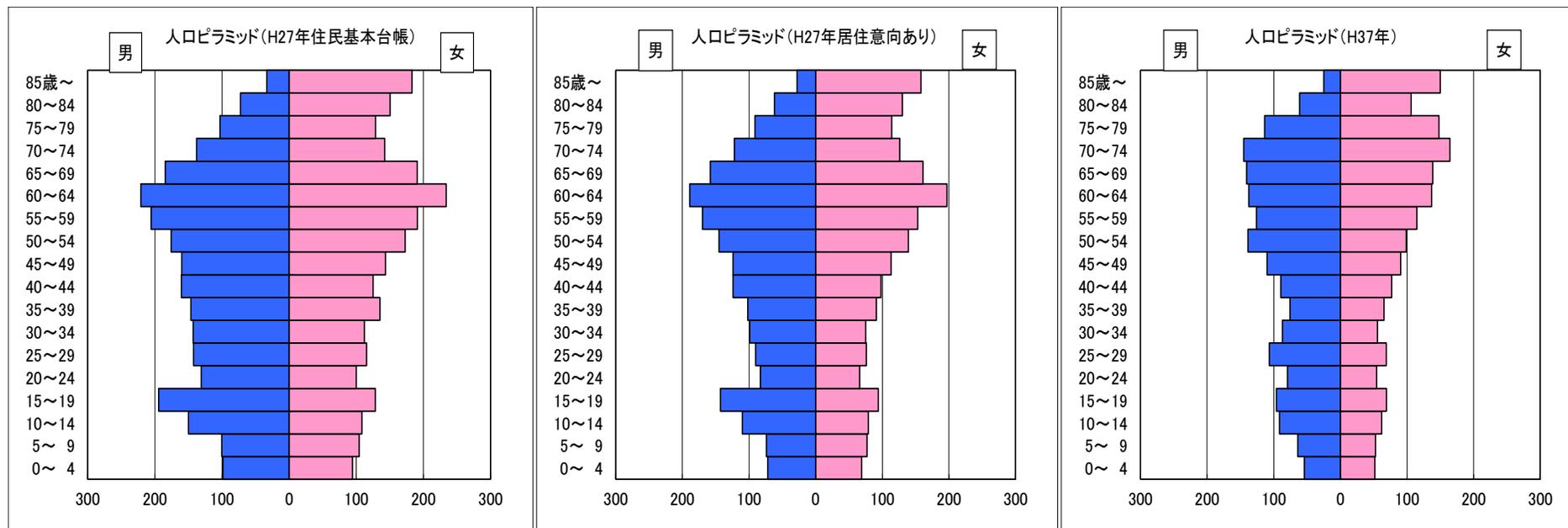


図 将来人口ピラミッド

(2) 広野町人口ビジョン

①人口推移の概況

平成 27 年の人口は住民基本台帳ベースでは 5,120 人と推計され、このうち既に帰町している人や将来帰町意向のある人等について推計すると、平成 27 年の広野町人口は約 4,000 人となる。この 4,000 人をベースに推計すると、平成 37 年は 3,446 人にまで減少する。

年齢 3 区分別人口割合を見ると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 59.2%から 54.5%へと 4.7 ポイント減少、また年少人口（0 歳～14 歳）も 12.0%から 10.9%へと 1.1 ポイント減少、一方、高齢化率は 28.7%から 34.6%と 5.9 ポイント上昇している。

②人口推移からみる課題

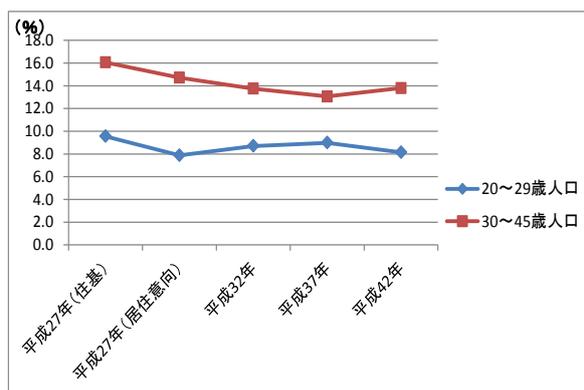
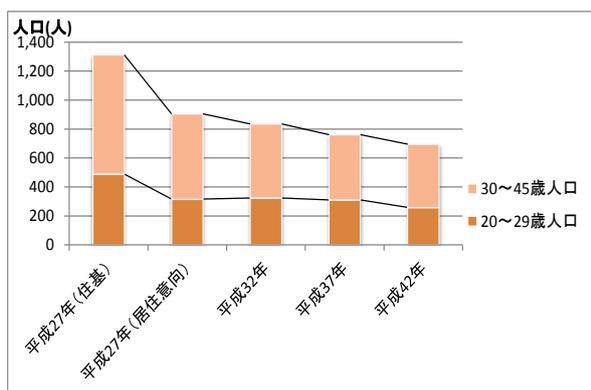
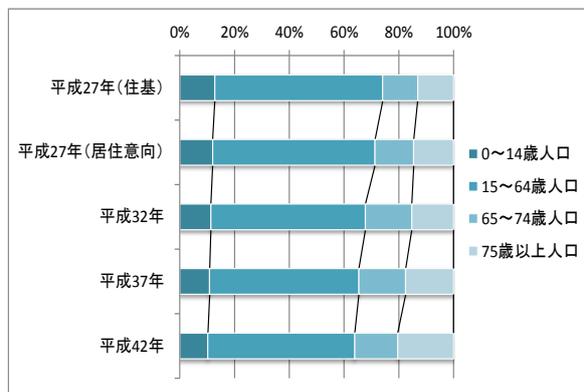
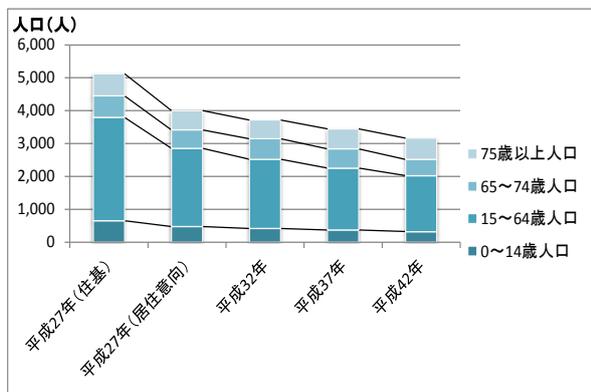
特に 0～19 歳人口の減少により一層急激な少子高齢化が進展すると考えられる。これらはいわゆる子ども世代であり、その親世代の増加を図ることが課題である。特に 30 歳代後半～50 歳未満のファミリー世帯の今後の減少率が高い。

人口減少は全国的な動向であるが、人口構造のうち若い世代や子ども世代が減少することは、地域自体の活力の衰退に繋がることから、ファミリー世代や子ども世代の増加を図ることが緊急かつ最重要課題といえる。

平成 42 年に 35～49 歳の世代となる世代は、平成 27 年時点では 20～34 歳世代の若いファミリー世代であり、これらの世代は、アンケート調査結果によると、雇用や経済問題（安定した就業、家計）、住宅の確保などの問題を抱えていることがわかる。

これらの世代を対象とした経済基盤の安定や、共働き世帯でも子育てしやすい環境づくりなどが求められている。

■年齢区分別人口の推移



③人口流入の推計（転入促進方策）

今後、広野町への人口流入（転入）として人口増加が期待される要因としては、以下の4点が想定される。

- ①沿岸部に位置する帰還困難区域等（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町等）に住む住民の転入
- ②イノベーションコースト構想整備事業、広野火力発電所（IGCC 建設）等に関わる就業者（作業員等）
- ③イノベーションコースト構想実現後の就業者（技術者・研究員等）
- ④廃炉や放射性物質対策関係の就業者（作業員等）

ア 沿岸部に位置する帰還困難区域等（浪江町、双葉町、大熊町、富岡町等）に住む住民の転入

復興庁及び福島県、各自治体実施（平成 25 年度）したアンケート調査結果から、現在、既に広野町に居住する当該地域の住民及び、将来、広野町での居住を希望する住民を推計すると、既に広野町に居住する住民は 178 人、将来、広野町に居住することを希望する住民は 1,140 人と推計（平成 26 年度現在）される。

希望する人の 80%が転居するものと想定すると、双葉郡内他町村からの転入は 1,090 人となる。

イ イノベーションコースト構想整備事業等に係る就業者（従業員等）

作業員については、雇用期間等が不明なこと及び実態として住民登録手続きを行っていない人が多いため、町民人口には組み入れず、実働人口（一時的な居住及び就業人口とする）として把握する必要がある。

イノベーションコースト構想及び東京電力資料によれば、IGCC 建設・整備におよそ 2,000 人と見込んでいる。

ウ イノベーションコースト構想実現後の就業者（技術者・研究員等）

イノベーションコースト構想によれば、実現後の従業者数は数百人と想定している。

居住地は広野町、いわき市、檜葉町、南相馬市などと考えられるが、広野町としてそのうち 3 割の定住を促進することとし、全体の従業員数を 500 名と仮定し、子育て環境、住宅・住環境を整える政策により、比較的若いファミリー世帯の研究者、技術者の転入を促進することにより 375 人の転入を見込む。（500 人×3 割×平均世帯人数 2.5 人）

エ 廃炉や除染関係の就業者（作業員等）

廃炉や除染関係の作業員については、雇用期間等が不明なこと及び実態として、住民登録手続きを行っていない人が多いため、町民人口には組み入れず、実働人口（一時的な居住及び就業人口とする）として把握する必要がある。各種調査によれば現在、およそ 3,000 人と見込まれる。

オ その他

子育て環境に優れたまち、住環境に優れたまち、駅東西の生活関連サービス事業所の集積による利便性の高いまち等の戦略的な人口転出抑制・流入促進策により、帰町を躊躇っている町民や周辺市町村からの転入を促進していくことが重要である。

さらにイノベーションコースト構想による各施設や原子力発電所等へのビジネス客や被災地を学習・研究する学習旅行等の実施が見込まれ、仮に年間 20 万人が訪れると仮定すると、日平均 550 人が来町することが想定される。

1. 町民人口	3,446 人
2. 双葉郡内他町村からの転入	1,090 人
3. イノベーションコースト構想関連の転入	375 人
4. 戦略的なまちづくりによる転入	89 人
計	5,000 人

④目標人口

今後、戦略的な若い世代の転出抑制策や町外からの流入促進策を講じることにより、広野町の将来人口（平成 37 年）を 5,000 人とする。

広野町総合戦略は、そのための実効性のある具体的な転出抑制策、流入促進策をまとめたものである。

4. 第二次広野町国土利用計画策定方針（見直しのポイント）

（１）広野町国土利用計画見直しの背景

現行計画（第一次）は、平成7年に策定されており、その後の社会変化、特に平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下「東日本大震災」とする）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」とする）は、本町の国土利用においても大きな環境変化となっており、新たな国土利用計画の策定が必要となっている。

また、その間、国においては平成27年8月14日に新たに第五次国土利用計画（全国計画）が閣議決定され、福島県においても平成25年3月に第五次福島県国土利用計画が策定されている。

（２）国・県の見直しのポイント

①第五次国土利用計画（全国計画）

ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化

第五次国土利用計画においては、国土利用を取り巻く基本的条件変化として、以下の3点を上げている。

- i. 人口減少下においては、都市的土地利用のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれがあるとし、本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築する必要がある。
- ii. 自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれがあるとし、持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する必要がある。
- iii. 東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識する必要があるとし、巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換する必要がある。

イ 国土利用の基本方針

基本的条件の変化を踏まえ、以下の3点を基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指すとしている。

i. 適切な国土管理を実現する国土利用

○都市的土地利用

- ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導

○農林業的土地利用

- ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
- ・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全

○健全な水循環の維持又は回復等

ii. 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

○自然環境の保全・再生・活用

- ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上

○地域の個性ある景観の保全・再生・創出等

iii. 安全・安心を実現する国土利用

○安全を優先的に考慮する国土利用

- ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用の段階的な制限

○国土の安全性の総合的な向上

- ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性等

ウ 取組方針

国土利用の基本方針に従って取組を進めるためには、以下の2点が重要としている。

i. 複合的な施策の推進

- ・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進する。
- ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う。

ii. 国土の選択的な利用

適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、管理コストを低減させる工夫と共に、森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生する等、新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択する。

②第五次福島県国土利用計画

ア 県土利用をめぐる基本的条件の変化

福島県では6点にわたる県土利用をめぐる基本的条件の変化を指摘し、特に東日本大震災や原子力災害などによる急激な条件の変化が、今後の土地利用の動向に大きな影響を及ぼすとしている。

- i. 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響
- ii. 人口減少と少子高齢化の進行
- iii. 産業構造の変化
- iv. 地球環境問題の深刻化
- v. 食料・資源・エネルギー問題の顕在化
- vi. 土地利用に対する意識の変化

イ 県土利用の基本方針

i. 復旧・復興・再生のための土地利用

- ・東日本大震災や原子力災害からの復旧・復興・再生に向けて、土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら推進する。
- ・特に被害の大きかった地域においては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進する。
- ・効果的・効率的な放射性物質対策を推進するとともに、避難地域住民の帰還の状況などを注視しながら、的確に対応した土地利用を推進する。

ii. 土地利用の量的調整

- ・都市的土地利用については、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、良好な市街地の形成と作成を図る。
- ・自然的土地利用については、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。

iii. 土地利用の質的向上

ア) 災害に強い県土づくり

- ・「防災」の強化に加え、「減災」の観点も踏まえ、県土の安全性を総合的に高める取組を推進する。
- ・津波被災地域では、多重防御による総合防災力の向上とともに、東西連絡道路の整備はじめとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る。

イ) 循環と共生を重視した土地利用

ウ) うつくしくゆとりある土地利用

- ・個性ある景観の保全・形成を重視した土地利用を推進する。

iv. 地域の活力を支える土地利用

- ・交流人口の回復・拡大や地域産業の再生・活性化を図る取組を推進する。

v. 県土利用の総合的マネジメントの推進

- ・地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進する。
- ・原子力災害により当面利用が困難な土地の利用については、県土利用の総合マネジメントをより積極的に推進する。

(3) 広野町における見直しのポイント

国・県の計画見直しを踏まえて、広野町における見直しのポイントは以下のとおりとする。

①東日本大震災及び原子力災害を踏まえた町土づくり

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興・再生を第一義として迅速かつ災害に強い町土づくりを推進する。

一方で、放射性物質対策及び廃炉等に携わる事業所や作業員宿舎が土地利用計画上無秩序に乱立する箇所も多く見られることから、今後は秩序ある整備を促すことを基本とした土地利用を促進する。

②土地利用の考え方

i. 都市的土地利用

- ・全体的には土地需要が減少することから、基本的には無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を図るものとし、広野駅東側地区や広野町役場周辺等をシビックゾーンとし、居住・都市機能、生活拠点機能の誘導を図る。

ii. 農林業的土地利用

- ・農業の担い手への農地の集積・集約を図るとともに、荒廃農地の発生抑制を図る。また、国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を図る。

iii. 自然的土地利用

- ・適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては不可逆性等を考慮して慎重な判断を行い、町民及び広域住民との交流等の場となるよう、自然環境の有する多面的な機能を活用し、地域の魅力を醸成する。

③達成のための方策

地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進する。

また施策の推進に当たっては、自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組、景観や生活環境に資する都市的土地利用など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進する。

■事業所及び作業員宿舎等の用地の考え方

- 全体的な需要は縮小するが、町民住宅等を借家利用している場合は、町民の帰還に伴い新たな宿舎を必要とするため、現状のまま推移する。

(予測)

プレハブの事務所及び宿舎	→	作業工程等に伴い廃止される
町民住宅等の借家利用	→	町民帰還に伴い、新たな宿舎を必要とする
新たに整備された宿舎	→	本計画期間中は存続する

5. 土地利用転換マトリックス

表 土地利用転換要因一覧

計画・事業	従前↓ 従後→	農用地	森林	水面等	道路	宅地	その他	計
駅東側地区整備 【第一期】平成27年度完了 【第二期】平成29年度完了予定	農用地				1.5	7.9	2.4	11.8
	森林				0.2	1.1	0.3	1.7
	水面等							
	道路				0.0	0.0	0.0	0.0
	宅地				0.1	0.7	0.2	1.0
	その他							
防災緑地 平成28年度完了予定	農用地						8.7	8.7
	森林						1.2	1.2
	水面等							
	道路						0.0	0.0
	宅地						0.8	0.8
	その他							
災害公営住宅(一期) 平成26年度完了	農用地					1.5		1.5
	森林					0.1		0.1
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
災害公営住宅(二期) 平成28年度完了予定	農用地				0.1	0.4	0.0	0.4
	森林							
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
ふたば未来学園校舎 平成31年度完了予定	農用地							
	森林						3.0	3.0
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
ふたば未来学園サッカーグラウンド 平成31年度完了予定	農用地							
	森林						2.6	2.6
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
松下団地 未定	農用地					1.0		1.0
	森林							
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
農地転用	農用地					6.5		6.5
	森林							
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
復興道路 下浅見川線	農用地				0.0			0.0
	森林							
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							
復興道路 本町～宮田線	農用地				0.1			0.1
	森林				0.0			0.0
	水面等							
	道路							
	宅地				0.1			0.1
	その他							
復興道路 仮1	農用地				1.3			1.3
	森林				0.0			0.0
	水面等				0.0			0.0
	道路							
	宅地				0.1			0.1
	その他							

表 土地利用転換要因一覧（つづき）

復興道路 仮2	農用地				0.9		0.9
	森林						
	水面等						
	道路						
	宅地				0.0		0.0
復興道路 仮4	農用地				0.2		0.2
	森林				0.0		0.0
	水面等						
	道路						
	宅地				0.0		0.0
復興道路 久保田1号線	農用地				0.5		0.5
	森林				0.0		0.0
	水面等						
	道路						
	宅地						
復興道路 浜田線	農用地				0.1		0.1
	森林				0.0		0.0
	水面等						
	道路						
	宅地				0.0		0.0
復興道路 広野小高線	農用地				1.3		1.3
	森林				0.6		0.6
	水面等						
	道路						
	宅地				0.1		0.1
公園整備事業	農用地						
	森林						
	水面等						
	道路						
	宅地				0.1		0.1
町道 平成25～27年度まで	農用地				0.1		0.1
	森林				0.8		0.8
	水面等						
	道路						
	宅地						
町道 平成28～37年度まで	農用地				0.0		0.0
	森林				0.6		0.6
	水面等						
	道路						
	宅地						
事業所集約用地② 未定	農用地						
	森林					25.0	25.0
	水面等						
	道路						
	宅地						
事業所集約用地⑩ 未定 事業所集約用地 12.2ha 集合住宅用地 1ha	農用地						
	森林					13.2	13.2
	水面等						
	道路						
	宅地						
道の駅 平成31年度完了予定	農用地						
	森林					9.4	9.4
	水面等						
	道路						
	宅地						
	その他						

表 土地利用転換要因一覧（つづき）

計画・事業	従前↓ 従後→	農用地	森林	水面等	道路	宅地	その他	計
太陽光発電用地 未定	農用地							
	森林						1.0	1.0
	水面等							
	道路							
	宅地							
	その他							

土地利用転換のない近代農業ゾーン、復興公営住宅は除く

※農地転用の推計（農地法に基づく農地転用の許可又は届出）

	宅地系	
	住宅用地	鉱工業用地
H9	0.8	0.9
H10	0.1	0.1
H11	0.2	0.7
H12	0.5	0.4
H13	0.2	
H14	0.2	
H15	0.3	
H16	0.3	
H17	0.2	
H18	0.1	0.2
H19	0.6	
H20	0.1	
H21	0.1	
H22	0.2	
H23	0.1	
計	4.0	2.3
平均	0.3	0.2

農地から宅地への土地利用転換を年平均 0.5ha とする。

表 土地利用転換マトリックス（集約）平成 26～37 年

(ha)

従前↓ 従後→	農用地	森林	水面等	道路	宅地	その他	計
農用地				6.0	17.3	11.1	34.5
森林				2.2	39.5	17.6	59.3
水面等				0.0			0.0
道路				0.0	0.0	0.0	0.1
宅地				0.6	0.7	1.0	2.3
その他							
計				8.9	57.5	29.7	96.1